

高知県輪番制協力薬局協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県輪番制協力薬局協力金（以下「協力金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制を確保するため、公益社団法人高知県薬剤師会と協議の上、保健所単位で休日における輪番制を構築し、薬局閉局日の日曜又は祝日に開局した保険薬局に対し、予算の範囲内で協力金を交付する。

(交付対象保険薬局及び交付額)

第3条 協力金の交付対象となる保険薬局及び交付額は、別表第1に定めるとおりとする。

(協力金の交付の申請)

第4条 協力金の交付の申請をしようとする保険薬局は、令和4年11月30日までに別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮し、同項の申請について必要な指示をすることができる。

(協力金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条の規定による協力金の交付の申請があったときは、当該交付の申請の内容を確認し、協力金を交付すべき者と認めたときは、速やかに協力金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定により協力金の交付を決定したときは、保険薬局に対して協力金を交付するものとする。この場合において、協力金の交付をもって交付の決定の通知に代えるものとする。

3 知事は、第1項の規定により交付の申請の内容を調査した結果、協力金を交付しないことが妥当であると認めたときは、不交付の決定を行うこととし、理由を付して書面により通知するものとする。

(協力金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、前条第2項の規定により協力金の交付を行った場合において、保険薬局が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、知事が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。

(3) 別記様式その他の関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、協力金の交付等に関し知事の指示に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定により協力金の交付の決定を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(協力金の返還)

第7条 知事は、前条第1項の規定に基づき協力金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該協力金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第8条 保険薬局は、第6条第1項の規定に基づく交付の決定の取消しに係る協力金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、保険薬局の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。

3 保険薬局は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた協力金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。

5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(調査等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、保険薬局に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(書類の保存)

第10条 保険薬局は、交付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第11条 協力金の交付又は保険薬局に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月26日から施行し、同月23日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された協力金については、第6条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>交付対象</p>	<p>県と公益社団法人高知県薬剤師会とで協議し、保健所単位で作成された輪番制協力薬局一覧に掲載され、県の警戒ステージが「警戒」から「特別警戒」となった日から最初の日曜又は祝日を起点とし、「特別警戒」から「警戒」となった日の最初の日曜、祝日又は令和4年10月31日のいずれか早い方までの間に、日曜又は祝日の1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局</p>
<p>交付額</p>	<p>1日1保険薬局当たり 4時間以上8時間未満 5,000円 8時間以上 1万円 とする。</p>

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。